

私の質問は以上で終わります。

竹田陽一議員の質問

○浅野敏明議長 次に、順位10番、議席番号5番、竹田陽一議員。

(5番竹田陽一議員登壇)

○5番 竹田陽一議員 共創長井の竹田陽一です。よろしくをお願いします。

今、ロシアによるウクライナの侵攻が続いています。どのような理由があっても武力により物事を解決することはあってはいけないことで、決して許すことはできません。子供を含む一般市民も犠牲になっていて、映像を見るたび心が痛みます。ウクライナの人たちは大切なものを次から次へと失っています。多くの人が国外への避難を余儀なくされるなど、人道危機が懸念されています。ウクライナの人たちのために、今、私たちができることは何なのでしょう。一日も早く平和が訪れることを心から願います。

さて、本定例会における一般質問は、1つは、鳥獣被害防止対策の推進について。1つは、雪下ろしの安全対策の推進について。1つは、コロナ時代の学校給食の変化についての3件であります。

まず初めに、鳥獣被害防止対策の推進について伺います。本市で最初のイノシシの被害報告があったのは平成28年でありました。その後、生息数が年々増加し、被害地域は拡大し続けています。その被害は営農意欲の減退や耕作放棄地の増加、耕作基盤の崩壊などをもたらしており、被害額として数字に表れる以上に深刻な影響を及ぼしています。これまで電気柵の設置が進められ、被害が軽減されてきていますが、電気柵を設置していない耕作地に被害が集中してきております。

一方、イノシシの捕獲については、狩猟者の増加や鳥獣被害対策実施隊の活動などにより、捕獲数は着実に増えています。捕獲したイノシシの処理については、鳥獣保護管理法では、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は埋設することとされています。現状は、自家消費や捕獲現場に埋設するなど、捕獲者に一任された処理となっております。自家消費する場合は、捕獲者自らが解体し、その残渣は埋設しています。埋設する場合は、野生動物の掘り返しや環境への影響、豚熱感染のおそれなどを考えて十分な深さの穴を掘って埋めますが、その作業や埋設場所の確保が大きな負担となっております。このように捕獲個体が増加する中、捕獲者の負担軽減や被害防止効果の向上を図るため、捕獲後の効率的かつ適正な処理システムの構築が喫緊の課題となっております。

これらを踏まえ、以下質問いたします。

1つ目、捕獲イノシシの焼却施設の整備について伺います。捕獲されたイノシシを廃棄する場合は廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物として処理することになります。ところが、千代田クリーンセンターでは野生動物は原則として受け入れないとしていますので、焼却施設を早急に整備することが必要となっております。置賜各市町においても、捕獲数が増加する中、処理が課題となっていることから、置賜広域行政事務組合において、焼却施設の整備について検討が始められていると聞いていますが、整備の見通しなどについて、市長にお伺いします。

2つ目、ジビエ加工施設の整備について伺います。自家消費されないイノシシは、現在埋設されていますが、地域資源として有効活用するため食肉加工施設の整備が必要と考えます。ジビエは全国的に外食産業での利用拡大などにより着実に利用量が増加していると聞きます。食肉として利活用することにより、地域の所得向上や積極的な捕獲による被害軽減が見込まれる

と考えますが、市長の見解を伺います。

3つ目、イノシシ捕獲通信機の設置支援について伺います。わな猟による捕獲については、一旦わなを仕掛けると、かかった獲物をいたずらに苦しめないように、また、狩猟鳥獣以外の鳥獣を誤って捕獲してしまうおそれがあることから、頻繁に見回りすることとされています。しかし、仕事を持つ人が多いことや、高齢化が進む中、この見回りが負担となっております。イノシシがわなにかかったことを通知してくれる通信機を活用することで、多くのわなを管理しやすくなります。ついては、見回りの負担が軽減できる通信機の整備について支援が必要と考えますが、市長の見解をお伺いします。

4つ目、捕獲個体の適正処理計画の作成について伺います。本市では、鳥獣被害防止計画を基に捕獲事業を行っていますが、捕獲個体の具体的な処理については、捕獲者に一任されている現状にあります。捕獲者の負担軽減や不適正処理による環境への影響などを防止するため、適正な処理方法を検討しておく必要があります。搬入方法、実施者や実施体制などを盛り込んだ処理計画をつくることが不可欠と考えますが、農林課長の考えを伺います。

5つ目、ニホンジカなどへの早期対応について伺います。イノシシは過去数年で爆発的に増加し、捕獲で抑え込むことは困難な状況となっております。一方、近年ニホンジカの増加の兆候や、アライグマも広範囲に生息していると思われるとの報告があります。本市においても、平成27年にはニホンジカが捕獲されております。今後、農林業への被害などが懸念されるところです。増加段階に入る前にしっかり対応する必要がありますと思いますが、産業参事の見解をお伺いします。

次に、雪下ろしの安全対策の推進について伺います。

この冬は大雪に見舞われ、多くの市民が除雪

作業に追われました。また、本市も県内各市町村同様、道路除雪にかかる負担が大きくなりました。先月24日には、本市の積雪深は136センチメートルと、平年値の2倍ほどになりました。県が発表している雪による被害状況については、3月4日時点で死傷者が187人、建物損壊が74棟などとなっております。人的被害の原因を見ると、雪下ろし中の転落が最も多く、次に除雪時の転倒となっております。先月には、新庄市において、雪の重みで住宅が倒壊するという事故がありました。このような大雪の中、除雪業者の方々には、連日、市民の安全・安心のため使命感を持って取り組んでいただき、改めて感謝を申し上げたいと思います。

雪は私たちの暮らしに楽しみや美しい景観など、生活に潤いをもたらす反面、道路や敷地の除雪、雪下ろしなどの作業を必要とする厄介なものでもあります。加えて、少子高齢化の進行により、雪対策がさらに大きな問題となってきていると感じています。本市の高齢化率は35.7%となり、独り暮らしの高齢者は1,200人余り、高齢者世帯は1,100世帯ほどとなっております。除雪作業の担い手がいない高齢者世帯では、自力による雪処理は困難な場合が少なく、支援の必要性がより高まってきています。例年、積雪の増加とともに、雪下ろしの転落事故が相次いでいることから、県や市町村は命綱の使用を呼びかけています。しかし、残念ながら、今年も転落事故が相次いで起きています。雪下ろしは毎年のことで慣れているので命綱はつけない。命綱を結ぶところがないという声があります。雪下ろし中の転落事故を防止する対策が急がれます。

これらを踏まえ、以下質問いたします。

1つ目、高齢者世帯における除雪手配の改善について伺います。大雪時は、除雪業者は除雪に忙しく、雪下ろしを依頼したくてもなかなか見つからないと聞きます。高齢者世帯にあって

は、自分でやることもできず、屋根の雪を放置せざるを得ない方がいるように思われます。本市では、相談があった場合は除雪業者団体を紹介しているようですが、結局は本人が手配することになります。不慣れなことから不安だと聞きます。ついては、除雪作業の手配について、できる限り安心して行えるシステムが必要と考えますが、福祉あんしん課長の考えをお聞きします。

2つ目、大雪時の除雪支援の拡充について伺います。高齢者世帯の住宅は、克雪型が少なく、老朽化しているものが多いように見受けられます。このため一般の方の住宅より雪下ろしの必要性が高くなっています。加えて、今年のような大雪の際は、経済的な負担がさらに増してくることから、除雪支援の拡充が求められると考えますが、市長の見解をお伺いします。

3つ目、転落防止のための命綱固定器具の設置促進について伺います。雪下ろしの転落防止として、命綱の着用が呼びかけられていますが、命綱を結ぶ器具の設置が進んでいないように見受けられます。労働安全衛生法では、高さ2メートル以上の除雪作業では、命綱か足場の設置などが義務づけられています。そのため転落防止設備の設置がない場合は、除雪業者は依頼をちゅうちょする状況になってくることが想定されます。現在、命綱を結ぶ器具を取り付ける場合は、住宅リフォーム補助制度を活用することができますことになっております。雪下ろし中の転落防止につなげるためにも、積極的にこの補助制度の周知を図ることが重要と考えますが、建設課長の見解をお伺いいたします。

次に、コロナ時代の学校給食の変化について質問いたします。

コロナ禍で、子供たちの学習環境は大きく変わりました。子供たちは長期間にわたり、不自由な生活と不安の中での生活を余儀なくされてきました。大人であっても終わりがなく、

頑張り続けることはつらいものがありますが、子供たちの心情を受け止め、寄り添っていかなければならないと思います。子供たちが楽しみにしている給食の食べ方にも影響が出ています。今、子供たちは黙って前を向いて食べています。本来ならば、友達との会話が弾み、笑顔いっぱいの楽しい時間となるはずですが、黙食を頑張っております。子供たちは友達と一緒に食べることで、自分が嫌いなものをばくばく食べたり、残さずに全部食べたりする友達を見て、おいしそうだな、自分でも食べられそうだなと思う心や、自分と違う友達を認める心が育つ効果が期待されると思います。一方、黙食にもプラスの面があるのではないのでしょうか。会話を始めると、食べることに集中できなくなります。静かに食べることで、給食をおいしく味わって食べる体験ができます。よくかむ習慣が身につく、健康や食物への関心が高まることが期待されます。このようなことから、コロナ禍にあっても給食を通して、できる範囲で食育を実践することが大切と考えます。

これらを踏まえ、以下質問いたします。

1つ目、学校給食における黙食の影響について伺います。食事をしながらの会話が減ると、食べる楽しみが損なわれたと感じる人が少ないと思います。コロナ時代を迎え、食事をしながらの家族団らんの風景はまだ根強いものがあるように感じていますが、学校給食の黙食が始まって、どのような影響がありましたか。学校教育課長にお伺いします。

2つ目、コロナ禍の食育の取組方針について伺います。会話しながらの給食は学校生活の楽しい思い出だった人が少なくないと思います。黙食であっても、楽しい給食、おいしい給食の思い出をつくるのが大切だと思います。感染対策をしながらも、できる範囲で食育を実践することが大切と考えますが、教育長の見解をお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○浅野敏明議長 ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時30分といたします。

午後 3時05分 休憩

午後 3時30分 再開

○浅野敏明議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

それでは、市政一般に関する質問を続行いたします。

竹田陽一議員の質問に対する答弁を求めます。
内谷重治市長。

○内谷重治市長 竹田陽一議員から、大きく3項目についてご質問、ご提言をいただきましたけれども、私のほうからは、大きく2項目、4点ほどお答えを申し上げます。

まず最初に、1の鳥獣被害防止対策の推進について、捕獲後のイノシシの処理施設整備や、わな捕獲の負担軽減について問うということですが、(1)の捕獲イノシシの焼却施設の整備についてお答えを申し上げます。置賜管内では、有害鳥獣、特にイノシシによる農作物被害が深刻化し、捕獲頭数も増加しております。これは議員からも詳しく説明等々、状況を教えていただきましたけれども、事故等、いわゆるロードキルも含めた捕獲頭数は、置賜地域全体で平成30年が305頭、令和元年度が288頭、令和2年度1,073頭と増加しております。今年度は、春先の雌イノシシの捕獲並びに豚熱等の影響から若干少ない状況ですが、今後も増加するものと警戒しております。

一方で、捕獲されたイノシシ等の大きな動物を焼却できる施設は置賜地域内にはなく、積雪などの理由で埋設が困難な場合と、特例的に千

代田クリーンセンター動物焼却炉で受け入れざるを得ない場合もございますが、これはあくまでもペットを対象にしたものでございまして、施設構造からも野生動物の焼却は原則できないこととなっております。これは議員のおっしゃるとおりでございます。捕獲された個体は、主に捕獲現場で埋設処分されている状況でございます。また、現在拡大発生している家畜伝染病の豚熱に感染したイノシシ対応についても、原則埋設処理することとされており、有害駆除個体数の増加により、埋設場所の確保や埋設作業所の負担増が各市町の共通課題となっております。さらにはその後の臭気や、他の動物の誘引に加え、土壌や水環境に与える影響も危惧されるところでございます。いろいろ具体的にお聞きしますと、特に高畠町で、昨年春から秋までにかけて捕獲して、処分の方法なんですけど、1体当たり100キロ以上ということで、人では持てないと、クレーンでつって、なおかつかなり深く掘んなきゃいけないので、とてもとても人力でできるもんじゃないと。バックホーで掘って、で、クレーンでつって埋設すると、大変な作業とお金がかかるということで、深刻な問題になっているということでございます。

そのため昨年11月に置賜広域行政事務組合で、新たに有害鳥獣を安全に焼却できる専用の焼却施設を整備することも含め、対応策を検討することとなったところです。この間、置賜総合開発協議会委員連盟で、国に施設整備の支援を求める要望書を提出し、有害鳥獣の広域処理に係る置賜管内農林担当、衛生担当課長の合同会議を開催しながら、その方策を検討してまいりました。また、今年1月13日には、置賜広域事務組合並びに置賜管内の所管課、県の関係署で、福島県南相馬市の有害鳥獣焼却施設のほか、3施設の先進地視察を行っております。有害鳥獣の広域処理の検討については、置賜広域行政組合議会において、経過報告等されておりますが、

処理方法やそれに係る施設整備の場所や財源、運営方法など、まだまだ整備しなければならない課題が山積しております。そのため置賜広域行政事務組合有害鳥獣等の処理に係る検討委員会を新たに設置し、処理施設の整備方針について具体的な検討を開始しているところでございます。

なお、一応この処理施設の受入れについては、西置賜地域のあるまちが名のりを上げていただいてまして、私どもとしても、置賜広域事務組合は全て東南置賜にいろんな施設が集中していますので、バランス的に西置賜地域のほうもいいんじゃないかと。あとこの後ありますが、ジビエ加工の施設も兼ねるとしたら、やっぱり西置賜地域で設置してもらったほうが望ましいと考えておりまして、応援する方向で考えております。

続きまして、(2)のジビエ加工施設の整備についてでございますが、ジビエ処理加工施設は、全国で691施設あるそうでございます。山形県にも1か所、熊を対象とする小国町の小玉川食肉処理施設がございます。国では被害防止のために捕獲を進めるだけでなく、捕獲した鳥獣の加工処理施設の整備、捕獲した鳥獣を用いた商品の開発、販売、流通の経路の確立等の取組を支援するほか、食肉利用の取組を全国的に推進する観点から、衛生管理、品質確保に係るマニュアルの作成、配布や、技術研修等も実施しています。しかし、野生鳥獣の肉は一般的になじみが薄いため、食材として活用するためにはレストラン、旅館、ホテル等に広く需要を開拓していく必要があります。さらには捕獲の際に、個体に傷つけない高い技術が必要であるほか、捕獲後の放血、解体後の冷凍、冷蔵方法といった捕獲後の処理も品質に大きく影響をすることから、それらの技術向上は欠かせないといった課題もございます。

また、第2期の山形県イノシシ管理計画、これは令和3年から令和7年までのようござい

ますが、イノシシ肉のジビエ利用に当たっては、イノシシによる農作物被害の軽減につながるものの、内蔵等の解体残渣の産業廃棄物処理費が食肉加工施設の経営圧迫が心配され、採算の面などからも地域活性化につながるのか慎重に検討が必要とされております。また、山形県では、県内で捕獲した野生鳥獣の肉を対象に、放射性物質の検査を行っており、県内で捕獲された野生のツキノワグマの肉については、県の出荷検査方法に基づく以外は出荷制限されているように、イノシシ肉についても同様に懸念され、慎重に検討していく必要があると考えております。豚熱の蔓延が懸念される状況にある中、捕獲時等の防疫対策を講じる必要もあります。議員ご所見のとおり、有害鳥獣の捕獲数が年々増加しており、捕獲した個体の処分負担を軽減するためのジビエなどの活用も有効と考えます。様々な課題がありますが、捕獲鳥獣を野生鳥獣肉、ジビエ等の地域資源として利用し、有害鳥獣をマイナスの存在からプラスの方向の存在に変える、農山村の所得に変えられるような前向きな取組に期待しております。今後そのような取組に様々な情報提供を行いながら、国の補助制度、補助事業を活用しながら、その実現のための必要な支援を検討していきたいと考えております。

続きまして、3点目でございますが、イノシシ捕獲通信機の設置支援についてでございます。議員のほうから、こういった支援のご提言があったわけでございますが、イノシシ等の有害鳥獣から農作物被害を防ぐため、本市においても、長井市鳥獣被害対策実施隊により、箱わなやくくりわなを設置して、有害鳥獣の捕獲に取り組んでいます。しかし、議員ご紹介のとおり、わなは動物がかかったどうかを毎日のように見回る必要があり、急峻な地形など、設置箇所によってはわな設置者にとって見回る負担が大きく、その負担軽減が課題であるということは、私も認識しております。そのため全国的にICT機

器等を活用した有害鳥獣のスマート捕獲が注目されております。わなにICT機器等を設置し、事前に設定した大きさ以上の鳥獣にのみセンサーが反応し、わなが作動すると同時に設置者にメールが自動送信され、捕獲確認を即座に行うことができるというものです。これによりまして、毎日わなの見回りする必要がなくなり、または農作物被害への影響が大きい一定の大きさ以上の対象鳥獣を捕獲することができるようになり、見回り活動の負担軽減及び効率的な捕獲が期待できます。これらのICT機器情報については、農林水産省のホームページに各種紹介され、導入の支援の補助事業も創設されております。今後有効性を検証しながら、補助事業を活用した導入に向けて検討いたします。

本市においては、今年度からスタートしているスマートシティ長井、実現事業の一つにデジタル機器を活用した有害鳥獣対策事業を計画しております。有害鳥獣の出没が懸念される市内およそ10か所にモーションカメラを設置して、動物が近くを通ると自動で撮影し、AIが有害鳥獣かどうかを判断し、データを送信し、有害鳥獣対策の迅速化を図るというものでございます。今後、デジタル機器を活用した有害鳥獣対策が開発され、自動化され则认为しており、これらの情報提供と補助事業等の支援についても検討していきたいと考えております。

続きまして、大きく2番目の項目でございまして、雪下ろしの安全対策の推進についてということで、大雪状況下、高齢者世帯等の雪下ろしの安全対策についてということで、私へは、(2)の大雪時の除雪支援の拡充についてということのご提言でございまして。

高齢者生活支援除雪サービス事業では、長井白鷹建設組合やシルバー人材センターと協定を締結し、雪下ろしが困難な高齢者宅の雪下ろし作業を行っております。雪下ろし等の費用については1万6,000円を限度に、2回まで市の助

成を行っております。市民税非課税世帯で親族や近隣からの支援が見込めない高齢者を対象にしており、市の事業を優先的に実施していただけるようご協力をいただいております。大雪等で市の豪雪災害対策本部が設置された場合は、当該年度の冬期間において、利用回数を3回までとし、通常より1回多く利用することができるようにしております。そのほか、そのご家庭や家屋の状況により、対象者や回数等について柔軟な対応をすることとし、高齢者が安心して生活できるように対応しているところでございます。

○浅野敏明議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 私には、コロナ時代の学校給食の変化に伴って、食育の取組方針についてご質問いただきました。

まず、このご質問にお答えする前に、現在の学校教育の中でのコロナ対応について述べさせていただきます。ご存じのように、去る2月18日に市内学校において、新型コロナウイルス集団感染が発生いたしました。発生以来、保健所の指導も受けながら、市長部局と連携し、関係者との連絡調整、そして、対応に当たってまいりました。教育委員会も学校も何よりも大切にしているのは、感染してしまった子供と家族が、つらく悲しい思いをしないようにすることです。このことを一義にして、今後とも感染防止、感染拡大に向けて力を尽くしてまいります。

小中学校とも間もなく卒業式も迎えます。大きな節目に向けて、今心一つにして頑張っておりますので、皆様のこれまで同様の温かいご理解とお力添えをよろしくお願いいたします。

それでは、竹田議員のご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症によって、学校での給食の時間は確かに大きく変わりました。以前のように机を合わせて、会話をしながら給食を取ることは難しい状況にありますが、子供たちにとって給食の時間が、とても楽しい時間

であることは変わりありません。数日後の給食のメニューを楽しみに担任に教える子供も今も変わらずおりますし、学校に給食が届き、おいしそうな匂いが漂ってくると、子供たちの表情が柔らかくなることも以前とは変わりません。今、学校では食育の原点である食を楽しむ、食への感謝の心を育てること、栄養バランスや食生活の正しい知識を身につけることを大事にしていきたいという視点から、黙食を受け止めて指導しているところです。黙食になったことで、地域で取れた一つ一つの食材に目を向け、ゆっくり味わって食べる、給食の時間の放送に耳を傾け、郷土に伝わる伝統料理を食べ、郷土の歴史に触れること、こんなことができるようになったという声も聞いております。

ウィズコロナ時代をどう生きるか、それからできなくなったことだけに目を向けることなく、新たな発見や価値につないでいこうという学校の前向きな姿勢も感じているところです。食育に限らず、コロナ禍にこれからも生きなければなりませんので、これらを踏まえて、前向きな姿勢になれるよう背中を押していきたいと、私は思っているところです。

○浅野敏明議長 赤間茂樹産業参事。

○赤間茂樹産業参事 鳥獣被害防止対策の中のニホンジカなどへの早期対応についてお答え申し上げます。

今後警戒すべき鳥獣といたしましては、猿並びにニホンジカが上げられております。猿については、数年前に桂谷集落跡地で数十頭の群れが目撃されたという情報も入っております。また、ニホンジカにつきましては、米沢市で今年度25頭捕獲されておまして、県内での目撃情報もここ数年激増していると伺っております。

遡ること、平成15年に発行した「レッドデータブックやまがた」動物編におきまして、この当時イノシシのランクはEX、絶滅の種類であったと記されております。それからおよそ20

年後、県内の農作物被害状況は、被害面積で約200ヘクタール、被害金額で9,360万円に至っております。このイノシシで分かるとおり、いかに初期段階での対応が重要かということを表していると思います。農作物被害の低減を図るためには、おおよそ3つありまして、1つは侵入を防止するなどの被害防除対策、2つ目に集落内や農地に放置されている廃果、果物などですね、こういったものの処理などを行う生息環境管理、3つ目に個体数調整などの捕獲対策ということで、3つあると思われまして、こういったものを組み合わせて、効果的な被害対策を進める必要があると思っております。

野生動物の行動範囲は広くて、旺盛な繁殖力がありますから、被害が確認されてからの対応では手後れになり、県全体、あるいは東北地方における広域的な被害実態を早い段階から情報を共有していかなければならないと思っております。また、その生態についても理解を深め、未然の防止策を講じることが重要と考えております。このような情報を収集し、関係団体との未然防止策の協議をしていきまして、初期対策を講じられるように進めていかなければならないと考えているところでございます。

○浅野敏明議長 佐々木勝彦農林課長。

○佐々木勝彦農林課長 私のほうからは、問1の(4)イノシシに関わります捕獲個体の適正処理計画の作成についてお答えいたしたいと思っております。

有害鳥獣による被害が深刻化しておまして、国では抜本的な鳥獣捕獲強化対策を打ち出しまして、平成35年までにニホンジカ及びイノシシの生息数を半減させる目標を掲げ、各種取組を推進しております。これらの取組によりまして、捕獲数は着実に増加しておりますけれども、捕獲した個体の処理が円滑に行われず、捕獲活動に支障を来す状況が発生しているとの報告が全国的にあるようでございますし、この置賜地域に

おいても心配されているところでございます。全国の自治体を対象といたしましたアンケート調査によりますと、埋設が約7割、焼却が約3割、そのほか化製処理や産廃処理、自家消費なども含めまして2割となっているようでございます。本市の状況は、捕獲者のご協力によりまして、搬出されずに自ら捕獲現場等で埋設を行うケースがほとんどでございまして、適正に処理されていると考えております。

しかし、今後捕獲頭数が増加しましたら、埋設作業は捕獲者に大きな負担となります。豚熱感染のイノシシが確認された地点近くで捕獲されたイノシシは、移動の制限や移動する場合の対策に加えまして、埋設または焼却処理しなければなりません。場合によっては、不適切に扱われる事案も発生する懸念がございます。今後は、捕獲個体を現場から搬出し、自治体が提供する処理システムなどによって、適正に処理していくところが必要と考えております。このことが広域的な処理施設の検討に至った経緯と認識しているところでございます。捕獲個体の処理には、その方法に応じて様々な法令が関与しています。廃棄物の処理では廃棄物処理法、悪臭防止法などが、資源化による利用では飼料安全法や肥料取締法などが関係してまいります。捕獲現場での埋設では鳥獣保護管理法などが関与しております。処理においては、法の管理下で生活環境保全上、支障が生じないように適正に行わなければならないと認識しております。

本市の場合、捕獲事業は農林課で鳥獣被害防止計画を基に進められておりますけれども、処理事業につきましても、廃棄物を担当する市民課など様々な関係部門と協力、連携し、捕獲事業と処理事業が一体となった有害鳥獣捕獲の事業計画を策定していくことが必要と考えております。また、広域的な処理事業を検討している状況から、置賜地域市町との協議を踏まえまして、捕獲鳥獣の共通した適正な処理が検討されまし

て、生活環境の保全や捕獲者の負担軽減、被害防止効果の向上に努めなければならない。このように考えているところでございます。自治体向けにまとめられました有害鳥獣の捕獲後の適正処理に関するガイドブック、このようなものを参考にいたしながら、議員ご指摘のような適正な処理を進める趣旨、あるいは計画、そのようなものを検討しなければならないと考えているところでございます。

○浅野敏明議長 梅津義徳福祉あんしん課長。

○梅津義徳福祉あんしん課長 私からは、2番の高齢者世帯の雪下ろしの安全対策についての（1）高齢者世帯における除雪手配の改善についてお答え申し上げます。

市の高齢者生活支援除雪サービス事業では、先ほど市長からもありましたように屋根の雪下ろし作業について、自分で業者を手配できない高齢者のために、2階建ては主に長井白鷹建設組合に、平家建てはシルバー人材センターに対し、事業の協定を締結しております。雪下ろしが必要な状況になった場合に、福祉あんしん課に電話をいただき、市から協定先へ日程調整を依頼し、作業を行っていただくこととしております。実際に雪が積もってから、雪下ろしの依頼となるため、どうしても時期が集中してしまうことや、長井白鷹建設組合やシルバー人材センターも人手不足という事情があり、作業者の確保が難しく、作業実施まで時間がかかっているのが現状でございます。また、金銭的に余裕がなく、親族や近隣からの支援が受けられない世帯で、市の除雪サービスの対象者の条件に合わなかった方については、社会福祉協議会のボランティアセンターが実施している除雪ボランティアによる雪下ろしを依頼することが可能となっております。民生委員が訪問し、積雪状況を確認しながら、除雪ボランティアをされる方の活動日や作業内容のマッチングなどの調整を行った上で実施しているようです。ただいま申

天候が訪れるというようなことで、我々は雪には慣れてるはずなんです、ここ数年来、少雪というようなこともあって、こういうふうに降ると、改めて大変だなというように思います。

やっぱり雪下ろしについても地域の方で、今まで頼んでいた方が高齢になって頼めなかつたりしてます。それから、雪始末が大変なので、長井市には住めないというようなことで、山形市に出ていった方もおられるんですが、長井市で安心して住めるような、雪国暮らしを安心して住めるようなことを目指して、みんなで努力をしなければと考えています。少子高齢化というようなことから除雪業者の方もオペレーターの確保も難しいというようなことも聞いてます。そのように雪に携わる方も大分少なくなってます。高齢者の方々については、間口除雪の話もありましたけども、地域でもって支えるというようなことも大変大切かとは思ってます。ただ、地域の中でも高齢化が進んでまして、地域の中で支えるというようなことも、なかなか難しくなってる状況にあるのかなと思います。地域内、地域外も合わせながら高齢者の方々を支えていくようなことができればいいのかなと考えてます。

やはり雪については、高齢化が進む中で、今までとは違ったような支え合いが必要になってきますので、そういう面でみんなで頑張っていくしかない、私は思ってますが、ただ、1人では頑張り切れない方もいらっしゃいますので、その辺は見守りを充実しながら支え合っていくような社会に、ぜひ行政とみんなが一緒になってやっていきたいと考えていますが、市長からもその辺の考えをお聞きしたいなと思います。

○浅野敏明議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 竹田議員おっしゃるように、これから高齢者だけの世帯とか、独り暮らしの高齢者増えてまいりますので、今回の雪下ろしの助成の制度は非課税世帯ということではござい

ますが、やはりだんだん、いわゆる生産年齢人口自体も減ってきますので、したがって、65歳で定年になっても、これから70歳まで延びるかもしれませんが、まだまだ元気な方いらっしゃると、そういった方々にご協力いただいて、特に危険な作業ではございますけれども、やはり地域ぐるみでそういう支援できるような体制も、また別途構築していきながら、いろんな形でお互いさまということで支援できる、そんな体制を、我々行政だけではできない部分たくさんありますので、地元のコミュニティセンターであったり、社会福祉協議会であったり、様々な社会福祉法人であったり、と連携しながら、そういう支え合う地域づくりに力を入れてまいりたいと思います。

○浅野敏明議長 5番、竹田陽一議員。

○5番 竹田陽一議員 ありがとうございます。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。

散 会

○浅野敏明議長 本日は、これをもって散会いたします。

再開は、明日午前10時といたします。ご協力ありがとうございました。

午後 4時07分 散会